

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する提言・重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、後期高齢者医療制度を廃止して新たに創設する医療保険制度については、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合などを早急に検討すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 特定健康診査・特定保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健康診査・特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、医療保険者の健診体制を整備できるようにすること。

② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市

自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

(2) 後期高齢者医療制度の保険料負担軽減等の特別対策については、平成 22 年度以降においても引き続き継続し、国の責任において十分な財政措置を講じること。